

浜田市立波佐小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

令和4年4月改正

はじめに

「いじめは人として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの学級、どの子にも起こりうる」「アンテナを高くし、いじめの兆候をつかむ」という危機意識を持ち、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念を持って対応に当たるものとして、「波佐小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、次の通りである。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは(法第2条を参照して)

「いじめ」とは本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめ防止のための取組(未然防止)

(1) いじめ防止のための組織の設置等

①「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、全教職員で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。

②学校の取組状況の評価と検証

この基本方針に基づくいじめ問題への取組状況を評価するとともに、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすようにする。

③関係機関との連携

SC, SSW, 学校評議委員, 教育委員会との連携を図りながら取組を進める。いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報を要するものが含まれるので、日常的に所轄の警察署等と連携していく。また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、教育委員会との連携や関係機関との連携、関係会議等への参加等により連携強化に努める。

④適切な学校評価

学校評価においては、いじめの有無やその多寡で評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見・早期対応の取組、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の評価項目を作成し、必要に応じてアンケート調査等により行い、その結果を以後の取組に生かす。なお、いじめの取組に関する評価は、「いじめ防止委員会」において行い、PDCAサイクルにより振り返り改善を図る。

(2) 児童理解

- ①教職員間の協同体制のもと、児童を肯定的に捉えた情報交換を日常的に行い、教職員間の支持的、受容的な雰囲気を醸成する。
- ②日ごろから児童に積極的に声をかけたり、児童の変化をしっかりと把握したりして、一人一人にきめ細やかな関心の目を向ける。
- ③学期に1回の教育相談期間を設け、アンケートや面接を通して、児童の生活実態のきめ細かい把握に努める。
- ④年2回(6月・11月)にアンケートQUを実施する。その後、全教職員で結果分析、課題把握、対応策を考え、学級や学校経営に生かす。

(3) 校内研修

- ①「道徳の時間」の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめの問題の未然防止に努める。
- ②いじめ問題に関する事例研究や児童生徒理解の深化等の研修を実施するとともに、SC, SSW等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。
- ③教員と児童及び保護者との信頼に基づいた関係づくりや対応の在り方に関する研修を実施する。

(4) 集団づくり

- ①全校縦割り班(なかよし班)活動を通して、学年に応じた係や当番活動の内容を工夫し、キャリア教育を推進する。
- ②学級終礼や人権教育活動等で友達のいいところ見つけをし、互いのよさを認め合う時間を設ける。
- ③集団を意識した発言、行動を生活目標に取り入れ、全校で取り組むことで仲間意識の醸成を図る。
- ④温かい言語環境を築く。

(5) 授業づくり

- ①授業力の向上と「学力向上」をめざした「わかる授業」を実施する。
- ②学習習慣の確立と家庭学習の充実を図る。

(6) 道徳教育・人権教育の充実

- ①考え、議論し合う道徳の実践を推進し、「心の教育」を充実させる。
*内容項目2「主として他の人との関わりに関すること」(親切・思いやり、友情・信頼、相互理解・寛容)を重点指導項目として計画的に指導を進めていく。
- ②毎学期の波佐っ子人権週間に合わせた実践的な取組、「波佐っ子人権宣言」の活用を通して、人を思いやる心や命を大切に作る心を育てる。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

- ①児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話によるメールやラインを使用する際のルールやモラルを指導する。
- ②日ごろから、現状把握に努めるとともに、保護者や関係機関との連携を図り速やかに解決することに努める。

(8) 豊かな体験活動の実施

- ①まちづくりセンターとの連携を図り、地域の教育資源(ひと・もの・こと)を体験活動に積極的に活用してふるさと教育を推進する。

(9) 保護者や地域の方への働きかけ

- ①毎年1回、人権・同和教育に視点をあてた授業を全学年公開する。
- ②いじめ防止対策推進法及び学校いじめ防止基本方針等の周知を図る。

3 いじめ発生時の対応

(1) 情報を集め、正確な事実確認をする。

管理職への報告・連絡・相談・記録→必要に応じた組織対応

*重大事態の「疑い」があった場合や、児童や保護者からの申し立てがあった場合は、すぐに教育委員会に報告する。

(2) 組織的な指導・支援体制を組む。

全教職員での共通理解を図り、役割を明確にして組織的な対応・支援をする。

(3) 児童への対応

①いじめられている児童への対応

いじめられている児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くと共に、全力で守り抜くという「いじめられている児童の立場」で継続的に支援する。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。

②いじめている児童への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で接すると共に、いじめている児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることが出来るように根気強く指導する。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている児童の苦痛に気づかせる。
- 必要がある場合は懲戒を加える。

③関係集団への対応

被害・加害児童だけでなく、傍観していたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- 自分の問題として捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(4)保護者への対応

①いじめられている児童の保護者への対応

複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、信頼関係を築くと共に、今後の対応について話し合う。

②いじめている児童の保護者への対応

複数の教員で対応し、把握した事実を速やかに面談で説明すると共に、今後の対応について話し合う。

(5)重大事態への対応

①重大事態とは

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

②重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、教育委員会に報告すると共に、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に全面的に協力する。

***危機管理の「さしすせそ」**

- **最悪**を想定して
- **慎重**に
- **すばやく**
- **誠意**をもって
- **組織**で対応

4 年間の取り組み計画（令和4年度）

	月	校内体制づくり 職員研修	授業づくり 集団づくり	保護者との連携	早期発見・対応
一 学 期	4	・学校経営構想の確認 ・いじめ防止基本方針の確認 ・校内研究について	・第1回児童総会 ・前期なかよし班編成	・PTA総会 ・学習公開	日常の観察 情報共有
	5	・学級経営案の作成	・児童総会	・家庭訪問 ・学習公開	教育相談週間
	6		・波佐っ子人権週間 ・児童総会	・学習公開 (人権・同和教育)	アンケートQU
	7	・学級経営の反省	・児童総会	・期末懇談	QU 結果分析と対応策
	8	・生徒指導研修		・PTA親子活動	
二 学 期	9		・児童総会	・地区運動会	
	1 0	・人権・同和問題研修	・第2回児童総会 ・児童総会	・学習公開日	教育相談週間
	1 1		・後期なかよし班編成 ・児童総会	・学習発表会	アンケートQU
	1 2	・学級経営の反省 ・学校評価アンケート	・波佐っ子人権週間 ・児童総会	・期末懇談	QU 結果分析と対応策
三 学 期	1	・生徒指導研修	・児童総会	・学習公開 (性に関する指導) ・家庭教育学級	
	2	・人権・同和問題研修	・児童総会 ・第3回児童総会	・学習公開 ・期末懇談	教育相談週間
	3	・研究のまとめ ・学級経営の反省 ・いじめ防止基本方針の見直し			

5 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

- (1) 学校ホームページで、学校いじめ防止基本方針を公表する。
- (2) 年度毎にいじめに関してのアンケートを行い、結果に基づいた対応をとる。
- (3) 年度毎にいじめ問題への取り組みを保護者、児童、職員で評価する。
- (4) いじめに関する点検・評価に基づき、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。